

沖縄県土地家屋調査士会 第57回定時総会議事録（議事）

日時：令和3年5月21日（金）午後2時

場所：ノボテル沖縄那覇 2階「ラーボの間」

（司会） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、本総会に出席頂きまして、誠にありがとうございます。司会を担当させていただきます、総務部理事の池原祐治でございます。宜しくお願ひ致します。

（一同） 拍手。

（司会） 開会に先立ちまして、那覇支部の上地安治会員が御逝去されました。先生方の御冥福を祈り、黙禱を行いたいと思います。恐れ入りますが、全員御起立下さい。黙禱を始めます。黙禱。

（一同） 黙禱。

（司会） 黙禱を終わります。ありがとうございました。どうぞ御着席下さい。それではこれより定時総会を始めたいと思います。始めに、開会の辞を副会長の島袋裕二より行います。

（島袋副会長） 皆さん、こんにちは。本日はご参加頂きまして誠にありがとうございます。昨年に引き続き、コロナ禍での総会となりました。今日は役員改選もあり、新たな役員が沖縄土地家屋調査士会を担っていくと思います。皆さんの前向きな発言を宜しくお願いします。それでは第57回定時総会を開会致します。

（一同） 拍手。

（司会） 島袋副会長、ありがとうございました。次に、会長挨拶を比嘉定善より行います。

（比嘉会長） こんにちは。今年度は役員改選の年にあたり、本来なら選挙事務が加わるころ

ですが選挙になった場合の総会の開催方法について、とても懸念していたところでありました。最終的にこのような状況の中でも総会を開催できる事に対して、皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。さて、昨今は国策で所有者不明土地問題に対して、土地基本法や民法の不動産に関する法律がいろいろ改正されてきています。一部は施行している部分はありますが、これから政令や省令が改正されて施行に向けて動いている状況です。不動産に関する部分については、当然ながら我々土地家屋調査士と密接に関係してくるところでありますので、今後、我々調査士は法改正が自分の業務とどういった関わりがあるのかという事を念頭におき、常に勉強していかなくてはならないと思っています。そのために会としても動かないといけないと思っています。みんなで頑張っていきましょう。

(比嘉会長) 次に、日調連の國吉正和会長からご挨拶の文書が送られてきましたので、私の方で代読させていただきます。定時総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。日頃から会長を始め、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解ご協力を頂いておりますこと、誠に心強く感謝申し上げます。本来であれば、定時総会には、会長である私又は代理の役員がお伺いしご挨拶をさせて頂いておりますところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にあり、誠に残念ではございますが、書面に代えてご挨拶をさせて頂くことを何とぞご理解ご容赦頂きたく存じます。今日、世界で蔓延する新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における土地家屋調査士会の会務運営や事業への取組においては、大変厳しい環境の中、創意工夫により可能な限り進めてこられたものと拝察し、そのご労苦に深く感謝申し上げます。連合会におきましても、同様に活動が制限される状況ではありましたが、令和2年度の連合会の事業方針大綱に基づき策定された事業計画を意欲を持って最大限取り組み、皆様のご理解とご協力により、おおむね年度の目的を達成できたものと考えております。この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。とりわけ、昨年開催されました「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながらの開催でしたが、大勢の方にご来場頂き、開催目的である「土地家屋調査士法第1条に規定された土地家屋調査士の使命に照らして、所有者不明土地や空き家の問題、防災・減災のまちづくりへの貢献に土地家屋調査士が今すべきこと」を広く発信することができたものと確信しております。重ねて御礼申し上げます。

さて、所有者不明土地問題の解消に向けた制度改正については、民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案が、本年4月21日の参議院本会議で全会一致をもって可決・成立しました。この制度改正の実現に向けては、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法・不動産登記法部会において検討が行われ、私も委員として参画し土地家屋調査士の視点から提言をしてきたところであり、参議院法務委員会においては参考人として出席し、改めて土地家屋調査士の視点から意見を述べました。これらの法律には、隣地使用権、相続登記の義務化、所有者の名寄せ、所有権登記名義人が外国人の場合の日本における連絡先の登記の義務化等が盛り込まれ、附帯決議には専門職者である土地家屋調査士の積極的な活用を図ることが記載されております。今後、政省令の改正案が策定されるものと思いますので、今後も連合会は積極的に議論に参画し、国民のためにも、運用面での土地家屋調査士の関与等を訴えていきたいと考えております。次に、日本土地家屋調査士会連合会会則第68条の2に規定する土地家屋調査士職務規程は、令和2年8月1日から施行されておりますが、この土地家屋調査士職務規程第12条第2項に規定する連合会が別に定める要領、すなわち土地家屋調査士業務取扱要領が令和3年6月1日から運用開始となります。全国の全ての土地家屋調査士がこれにのっとり適正な業務を行うことが求められます。会員の皆様には、先程も述べた土地家屋調査士法第1条に規定された土地家屋調査士の使命に思いを致し、国家資格者としての矜持を持って日々の業務を遂行して頂きたいと思っております。また、土地家屋調査士会におかれましても、適切な会員指導をお願い致します。さらに、土地家屋調査士が適正な業務を行うためには、当然のことながら研鑽が不可欠です。当連合会では、土地家屋調査士会の全ての会員が定期的に受講する研修、すなわち年次研修について検討を重ね、本年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項に規定するいわゆる義務研修に指定して実施することとしております。また、前述の法改正における土地家屋調査士の活用にも通じますが、管理人と成りうる人材育成を組織として取り組まなければなりません。土地家屋調査士一人一人が研修を受講し資質の向上に努めることこそ、土地家屋調査士としての使命を果たすことにつながるものと考えます。会員の皆様にはこの趣旨をおくみとり頂き、この研修に必ず出席頂きますようお願い致します。令和3年度の事業については、本年6月に開催予定の日本土地家屋調査士会連合会定時総会におけるご

承認が必要となりますので、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつの開催となりますが、各土地家屋調査士会の会長及び代議員にご参集頂き議案の審議を頂く予定であります。ご不安なところもあるかと思いますが、安全に議案の審議が頂けるよう可能な限りの感染対策を講じることとしておりますので、諸事情をご賢察の上、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度は常に依頼者に最大限に何ができるかを意識し、その期待や要請に応えていかなければなりません。当連合会は土地家屋調査士政治連盟との連携を更に深め、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって、迅速に邁進する覚悟であります。そして、今日の非常事態を克服し、この経験を将来の土地家屋調査士が今後起こり得る自然災害等などにも迅速・的確に対応できるよう、逆境に負けない土地家屋調査士として組織力を結集し努力していきたいと思っております。今後とも土地家屋調査士会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力更にはご提言も賜りたくお願い申し上げます。結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息と、この試練を乗り越え一日でも早く日常の活動に戻れること、皆様と顔を合わせて制度の発展を語り合えることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。令和3年5月吉日、日本土地家屋調査士会連合会会長、國吉正和。

(比嘉会長) 来月には日調連の総会があり役員改選になります。日調連はどうしても議場で投票をするという事になりますので、沖縄会からも会長と代議員1名が参加する予定です。沖縄会としましては、候補者の所信表明を聞きながら、検討したうえで投票に望みたいと思います。以上、私の会長挨拶と日調連会長挨拶を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(一同) 拍手。

(司会) 比嘉会長ありがとうございました。これより議事に入りますが、議長選出について会則第45条に「総会の議長は総会で選任する」とあります。いかなる方法で選出したらよろしいでしょうか？

(一同) 執行部一任。

(司会) ただいま執行部一任の声がございましたが、異議ございませんでしょうか？

(一同) 異議なし。

(司会) それでは執行部は議長をご指名下さい。

(比嘉会長) 議長は中部支部の伊波克之会員にお願いしたいと思います。

(司会) 只今、執行部より、中部支部の伊波克之会員の指名がありました。それでは、伊波克之会員は議長席へ御登壇下さい。皆様、拍手を以てお迎え下さい。では、これより進行を議長に代わります。

(伊波議長) 只今、議長に指名されました中部支部の伊波克之です。今回の総会もコロナ禍という事で参加人数を制限していますので、総会時間もなるべく短くして進めていきたいと思ひます。皆様のご協力を宜しくお願い致します。

(一同) 拍手。

(伊波議長) 早速、定時総会の次第に沿って進行致します。まず、議事録署名人の選出です。会則第47条第1項により総会の議事録を作成し、同条第2項により議事録署名人2人の署名が必要となります。なお、選出方法としては特に定めがありません。いかなる方法で選出したらよろしいでしょうか？皆様にお諮り致します。

(一同) 議長一任。

(伊波議長) 議長一任の声がありましたので、私の方で指名致します。那覇支部の大城哲也会員、南部支部の大城隆会員にお願いしたいと思います。

(伊波議長) これより議事を進行するにあたり、皆様へいくつかお願いがあります。初めに質疑についてですが、皆様へは予め質疑要望書を、総会資料と共に送付しています。事前に会へ提出された質問または要望から、執行部が答えます。その後に口頭での質問、要望を受け付けます。次に、発言される方は必ず挙手のうえ私の指名を受けて、所属支部と氏名を名乗ったうえで発言ください。これは議事録を作成するうえで、発言者を確認する必要があるためです。また、発言される方は質問や要望の内容を整理したうえで、手短かで明確に発言されるようお願いいたします。これは、質問や要望の内容を容易に確認するためと、質問または要望が多く出られるように配慮するためです。この点を御理解と御協力を宜しく願います。続きまして、議案の採決の際に挙手を求めることがあります。その際に挙手されない会員は、その議案に反対したものとみなします。次に、皆様お持ちの携帯電話は、議事進行中に音が鳴らないように、必ず電源を切るか、マナーモードにするか、今すぐ設定して下さい。続きまして、議事の終了時間を設定します。午後4時25分に終了予定とします。どうか御協力のほう、宜しくお願い致します。

(伊波議長) さて、今回の定時総会の議案で会則46条の特別決議があります。そのため、議決権の確認を致します。今日の総会出席者は30名、委任状提出者は108名、現在の会員数は174名です。よって、特別決議の要件は満たしているので問題ありません。では、初めに第1号議案より始めますが、総会資料は各会員へ事前に送付されていますので、執行部の説明は明瞭簡潔にお願い致します。まずは第1号議案、令和2年度事業報告及び会務報告の件、執行部の説明お願い致します。

(比嘉会長) 総会資料の2ページ、事業総括のほうから報告致します。第一の法改正の意義を共通認識する必要がある。という事については、(1)から(4)まで会として動きました。第二の調査士業務の専門性を主張して公共業務受注機会の拡大を目指す。(1)調査士業務の専門性を主張する。という事については、法改正に伴っていたので、法務局と筆界立会業務の専門性について会議をもちました。(2)公共業務受注機会の拡大を目指す。これは政治連盟及び公嘱協会と協働して、沖縄県の入札区分欄に土地家屋調査士業務の追加を獲得しました。今後、各会員が市町村の業務を開拓する為に調査士業務を調査士に発注してもらえるような体制作りを進めて行きたいと思っております。第三に民法改正等について、日調連会長が主に法制審議会に参加しており、調査士の立場で法改正について意見を述べていま

すが、その具体的情報が無く会員へ周知するまでに至りませんでした。その他の法務局、日調連、九州ブロック協議会、沖縄士業ネットワーク協議会、沖縄総合事務局、沖縄県及び市町村からの要請に対応するとともに当会からの要望を実現するための協議を実施する予定でしたが、コロナ禍でもありますので、なかなか協議する機会はもてませんでした。そういった中でも法務局関連では、筆界調査委員、所有者探索委員の推薦を行いました。当番会でありました沖縄士業ネットワーク協議会は全事業が休止となり、何も活動はしていません。その他、各方面からの要請に対応したとあるのは、豊見城市の無料相談会に会から相談員を派遣しました。以上が事業総括となります。

(島袋副会長) 総務部から報告致します。平良総務部長が本日体調不良との事ですので、私、島袋が代わって報告致します。総会資料の3ページになります。諸規程集の補正、第56回総会にて決議した会則の一部改正に基づき会則の一部補正をしました。また本日の第3号議案と第4号議案で関連する会則の一部改正等がありますので、細かいところは第3号議案、第4号議案のほうで説明させて頂きます。(2)会員への連絡及び指導に関する事項で、イの電子認証未取得会員へ電子認証取得義務の周知をした。計3回催促をして取得のお願いをしておりますが未だ取得されていない会員がおります。これは会則違反になりますので、指導対応があります。(5) 沖縄士業ネットワーク協議会、当番会として対応する事になっていましたが、コロナ禍の中、事業が出来ませんでした。よって、令和3年度も調査士会が当番会をする事になりました。(6) その他のところで、
②苦情申し立てへの対応が6件ありました。以上となります。

(島袋財務部長) 財務部から報告致します。(2) 福利厚生に関する事項。①各種保険制度等の加入促進という事で、国民年金基金及び賠償責任保険に加入して頂けるよう対応致しました。(4) 事故処理委員会への対応は今回ありませんでした。(5) その他、会費値上げの件も前回の総会でもお話させて頂いたり、値上げについての意見を伺って参りました。結果、説明や資料提供の要望はありましたが、反対意見はありませんでした。多くの会員が会費値上げについて、概ね承認して頂いておりますが、今回も見送っております。④事務職員給与規程の変更についての提

案し、令和2年10月9日第3回理事会にて決議し承認して頂きました。⑧次年度予算案に科目追加「災害対策準備金」を開始したい旨の報告をし、第4回理事会に諮り承認頂きました。「災害対策準備金」については、第6号議案のほうで説明させて頂きます。以上となります。

(福原業務部長) 業務部から報告致します。まず初めに、業務部の報告内容と10ページの8筆界研究委員会の報告が同じ部分がありますので、併せて報告させて頂きます。5ページに戻りまして、(1)の②九州ブロック協議会への対応という事で、コロナ禍により全面中止となりました。(2)の②資料センター管理委員会と境界鑑定委員会を統合し、「筆界研究委員会」を組織しました。③筆界研究委員会との連携。これが10ページと同一の内容となるのですが、イ業務に必要な各種資料の取得と公開の検討。令和2年6月15日北谷町上勢頭の区画整理資料を北谷町役場より受領して、調査士会のほうで公開しております。令和2年8月18日浦添市区画整理課と打合せ(区画整理資料提供について)協議しております。ここには記載がないですが、去った4月に浦添市区画整理課より連絡がきまして、区画整理成果の一部受領して、調査士会のほうで公開してまいります。会員の皆様にはこれからお知らせする予定です。令和3年3月3日新旧三角点情報データの入力を完了しチェック作業を始めております。この件については、質疑書が出ておりますので、後程詳しく説明させて頂きます。以上となります。

(遠藤研修部長) 研修部から報告致します。(1)の中でアの2)第1回業務研修会。コロナ禍の中で業務研修会をどうやって行うかという事をいろいろ模索しましたが、当会初のオンライン研修という形で実施する事ができました。実際は集合でやりたいという気持ちがあるんですが、なかなかできない状況ですので、今後もうこういった形での開催となるのかと思っています。(2)の中の②土地家屋調査士業務取扱要領説明会が九州ブロックのほうでもWEB会議があり参加しました。なかなか事業ができないという中で、(5)の②桐友会連絡会とは別に法務局と事務打合せ会を行ったり、③の令和2年度土地家屋調査士試験合格者へのオリエンテーションに参加しました。以上となります。

(近藤広報部長) 広報部から報告致します。7ページの(1)広報活動に関する事項。これは社会事業部が行った無料相談会の無料広告を実施しております。(2)会報の編集及び発行に関する事

項については、会報「おきなわ」を年1回となりましたが、第60号を編集、発行し、皆様にお配りしております。(3) 情報伝達に関する事項。ホームページをより見やすくするためにレイアウト、リンク先、報告掲載方法等一部を変更しております。さらにレイアウトの残りの部分を今年度の前期で完了する予定にしております。(5)の①、日調連の「70周年登記制度創造プロジェクト」に関する対応について、沖縄会は「地積測量図等へのQRコードの活用について」と題して案を作成中です。できあがり次第、ホームページ等で公開したいと思います。以上となります。

(花城社会事業部) 社会事業部から報告致します。(3)その他公共・公益に係わる事業の推進に関する事項で、全国一斉表示登記無料相談会については、各役所を会場とした開催はコロナ禍でもあるので無しとして、センターの電話を専用電話として、対応を私と伊盛センター長の2名で行いましたが相談が1件だったという事で、直接の対面でないとなかなか相談も難しいと感じましたので、次回はより効果的な相談会ができるよう検討していきたいと思っております。③地方自治体(県及び各市町村)への対応という事で、豊見城市は毎年相談会を開催しております。今回も派遣依頼があり、豊見城市の小嶺良信会員が対応をしてくれました。④の沖縄土業ネットワーク協議会「くらしと事業のよろず相談会」はコロナ禍のため中止となりました。(5)その他の沖縄所有者不明土地連携協議会への対応という事で、令和2年9月14日と令和3年3月29日に会議がありました。以上となります。

(伊盛センター長) 境界問題センターから報告致します。(1)の① 事前相談。これは毎月第2・第4水曜日に受けている件数を書いています。電話による相談が14件あり、センター業務外が10件ありました。直接センターに出向いてもらっての来訪者の相談が29件あり、センター業務外が20件ありました。(2)センター業務に関する構成員の研修と(3)センターに関する広報活動はコロナ禍により活動を自粛してありませんでした。(6)その他運営に関する事項は「全国一斉表示登記無料相談会」について、社会事業部より協力依頼があり、センターも参加するようにしました。以上となります。

(遠藤副会長) 続きまして、2の会議関係から報告致します。1の(1)総会は令和2年5月22

日に行っております。(2)の理事会は4回行っております。(3)の常任理事会は5回行っております。(4)の支部長会議は2回行っております。各部会は記載のとおり行っております。日調連に関してはWEB参加で集合ではできておりません。九州ブロック協議会についてもほとんど中止となっています。年間の動きについては、16ページの会務経過報告の記載のとおりとなっていますので、ご確認下さい。以上となります。

(伊波議長) 第1号議案についての執行部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。まず事前に質問・要望書の提出がありましたら、その内容と回答を執行部お願いします。

(福原業務部長) 第1号議案について那覇支部の久高兼一会員から質疑がありましたので、質疑内容について回答して参ります。事業総括(3)筆界研究を深めてその成果の公表を目指す。について、昨年、新旧三角点情報の収集をされましたが、公表時期が次年度以降とあります。具体的にいつ頃予定をされていますか。という質問がありました。回答としましては、令和3年度の6月末までにはホームページのほうに公開をする予定です。会報「おきなわ」のほうに掲載した新旧三角点成果の比較表もホームページの中で会員向けに公開していく予定です。

(島袋財務部長) 同じく那覇支部の久高兼一会員からの質疑です。会員移動状況について。昨年、土地家屋調査士法一部改正で一人法人が設立できるようになりました。当会においても、一人法人の会員が入会登録されたと聞きました。しかし、総会資料の14ページには、その記載がありません。又、ホームページにも記載がありません。という質問がありました。回答としては、ご指摘のとおり、入会の項目に法人会員の記載もするべきでしたので、この場で追加修正させていただきます。ホームページへの法人名簿掲載については、現在、広報部において沖縄会でどのような形式で掲載していくのか他会のホームページにある法人名簿を参考にしながら、ホームページ管理者と進めていく事としていますので、決定し次第掲載させていただきます。

(島袋財務部長) 引き続き、那覇支部の久高兼一会員からの質疑です。会員表彰について。今年の第57回定時総会においても、昨年が続いて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典と懇親会が中止になりました。中止になりました2年分の表彰対象者への表彰は、第58回定時総会へ持ち越されるのでしょうか?という質問がありました。回答としましては、令和2年度と令和3年度の表彰対象者については、本日の総会で議事終了後に表彰を行います。各表彰対象者には事前に連絡を取り出席を促しています。都合により出席できなかった会員には後日郵送で賞状をお送り

します。以上が第1号議案に関する事前質問でありました。

(伊波議長) それでは会場からの質疑を受け付けます。発言される方は挙手をお願いします。

(金城会員) 那覇支部の金城行男です。3ページの総務部・(2)のイ、電子認証未取得会員へ電子認証取得義務の周知をした。で会則違反解消の最終通告を4月中に発送予定。とありますが、この最終通告というのは、これをもって未取得者は綱紀にかけるとかそういう方向に進める事が決まっているんですか。それと電子認証未取得者は年配の方々だと思いますが、その方々が相談できるような相談窓口を本会に設置しているのか確認したいです。もう1つ、業務部の報告で浦添市の区画整理資料の一部を頂いているとの話ですが、本会に引き継いだ後は、浦添市に閲覧に行っても見れないという事ですか。どちらでも閲覧できるほうがやりやすいのですが。以上の回答を宜しくお願いします。

(島袋副会長) 総務部のほうの回答です。電子認証未取得者については、最終通告をしておりますので会則違反にあたるという事になりますが、これをもって直ぐに綱紀にかけるとかという判断は、次の執行部で検討してからの話になると思います。したがって、現段階では確定しておりません。相談窓口の設置についてですが、本会には窓口は設けておりません。日調連の認証局や専門知識のある業者の紹介はしております。通知の際にも手続方法をお知らせしていますが、それでも取得を行わない会員がいるのが現状です。

(福原業務部長) 業務部から浦添市の区画整理資料の件についてですが、結論から言うと閲覧は調査士会の会館でしかできません。浦添市のほうから、この資料を引き取ってくれないかという申し出があった理由の1つとして、区画整理課の窓口業務を減らしたいというのが要因としてあったようです。もう1つの理由としては、資料が何年も経っている昔の資料となり処分をどうすべきかの相談がありましたので、それであれば一般の方にも閲覧させる事を条件に調査士会のほうで引き取らせて頂く事になりました。資料としては20冊程度の資料を頂きましたので、ゆくゆくはホームページ上で公開という事も考えておりますが、現時点では調査士会館に来て頂いての閲覧となりますので、ご理解の程、お願い致します。

(金城会員) 浦添市では無料で閲覧できますが、本会では無料ですか。

(島袋財務部長) 資料をコピーする際は料金を頂きますが、写真で撮るのは無料とします。

(金城会員) 引き取ったのは一部との事ですが、いずれは全部預かる予定ですか。

(福原業務部長) 一部というのは資料が残っているところという意味ですので、現在は浦添市のほうには区画整理の資料は残っていないという状況です。

(伊波議長) 他に質疑はありませんか。

(細野会員) 北部支部の細野陽一です。名護市のほうでも区画整理の成果資料をどうするかという話が出ているので、北部支部でも検討している状況です。先程、浦添市の資料を電子化してからホームページに公開する予定との事でしたが、対応するのにどれくらい時間がかかりそうですか。

(福原業務部長) 最終的に全ての資料を電子化するという目途については、今のところ立てておりません。資料の保存状態も確認しながら、こういった形で電子化するのか検討していかなければなりませんので、現時点でははっきりとは申し上げられません。

(細野会員) 了解しました。このような保管方法が技術的には可能という事を支部会員に説明して、検討していきたいと思いますので、その際にはご協力お願いします。

(島袋副会長) 北部支部は、その成果を手に入れてはいるのですか。

(細野会員) 名護市の区画整理が今年で全部終了したので、区画整理事務所を全部閉じてしまう話があり、中には閲覧停止されたところもあって我々も困ったので、その保管をどうするべきか検討している状況です。

(伊波議長) 他に質疑がなければ採決に入りたいと思います。第1号議案、令和2年度事業報告及び会務報告について承認してよろしいでしょうか？

(一同) 異議なし。

(伊波議長) 異議がないものと認め、承認とみなします。次に第2号議案、令和2年度決算の承認並びに監査報告の件。執行部の説明をお願いします。

(島袋財務部長) 財務部から報告させていただきます。18 ページ第2号議案、令和2年度一般会計収入支出決算書、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの内容です。収入の部、決算額のほうを報告します。会費収入：26,300,000 円。入会金収入：250,000 円。寄付金収入：0 円。事業収入：789,340 円。内訳で用紙売上が764,340 円となっており、登記完了証用紙の売上が最も多く、ご協力に感謝致します。その他収入：1,725,216 円。繰越金：1,008,093 円。収入の部合計：30,072,649 円。表の中にあります△は、予算額が決算額よりも少ない場合を示しております。続きまして、20 ページ支出の部。総務費は一般管理費・業務管理費・会議費の合計で16,005,372 円となっています。21 ページ事業費。事業費は会議費・調査研究費・指導啓蒙費・広報費・負担金・用紙購入費の合計で8,566,866 円となっています。予算額よりも2,264,594 円減になっていますが、これは会議費の中でブロック協議会費で今回中止とかなっていますので、大きく影響しています。調査研究費も研修会を行わないので、部会数も少なくなっております。22 ページに移りまして、指導啓蒙費も1,690,240 円と予算額より591,360 円減となっていますが、研修会を行っていない結果となっています。続きまして、広報費が332,260 円。こちらも無料相談会が通常規模での開催ではなかったので、減額となっています。23 ページの諸支出金：396,900 円。これも543,100 円との差がありますが、おきなわ境界問題相談センター特別会計引当金が小さかった為です。繰越金：4,051,511 円。合計：30,072,649 円の支出となっています。続きまして24 ページ財産目録（一般会計）。表の中段にあります4 その他の資産は皆さんの会費から積立てさせて頂いていますので、報告したいと思います。(1)会館営繕積立金：3,267,673 円、(2)周年事業準備資金積立金：2,178,445 円の積立額があります。25 ページ棚卸等の在庫は記載のとおりです。

(島袋財務部長) 続きまして26 ページおきなわ境界問題相談センター特別会計。こちらも収入の部決算。繰入金収入：250,000 円。繰越金：73,283 円を足しまして合計：323,283 円。次に支出の部。管理費で142,847 円。事業費で134,860 円を支出して、支出合計：323,283 円となります。27 ページ財産目録は記載の通りとなります。以上です。

(伊波議長) 続いて監査報告をお願いします。

(糸数監事) 総会資料の 28 ページを読み上げて報告致します。令和 2 年度監査報告書。私共は、令和 3 年 4 月 20 日、午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで、沖縄県土地家屋調査士会館において、比嘉定善会長、島袋裕二副会長（財務部長）、遠藤副会長及び事務担当者立会のもと、令和 2 年度一般会計並びに特別会計について、これらに関連する諸帳簿及び証票書類等と照合のうえ、監査したところ、決算報告書と関係書類が完全に一致符合し、適正かつ正確であることを確認しました。また、業務執行については、コロナウイルスの影響もあり事業計画通りとはいかないが、おおむね良好に執行されていることを確認しましたので、以上について報告致します。令和 3 年 4 月 20 日、土地家屋調査士会監事、島袋徹志、糸数厚。以上です。

(伊波議長) ありがとうございます。第 2 号議案について執行部の説明と監査報告が終わりましたので、質疑に入ります。まず事前に質問・要望書の提出がありましたら、その内容と回答を執行部をお願いします。

(島袋財務部長) 第 2 号議案についての事前質疑はありませんでした。

(伊波議長) では、会場からの質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(伊波議長) 質疑がなければ採決に入りたいと思います。第 2 号議案：令和 2 年度決算の承認並びに監査報告の件、承認してもよろしいでしょうか？

(一同) 拍手

(伊波議長) 異議がないものと認め、承認とみなします。続いて、第 3 号議案：会則一部改正審議の件と第 4 号議案：規則一部改正の件は一括で審議したいと思います。執行部の説明をお願いします。

(島袋副会長) 総務部からの議案提出です。昨年の総会で土地家屋調査士法の一部改正をする法律があり、それに伴っての関連の会則と規則の改正の上程となります。土地家屋調査士の懲戒処

分に対する処分権者が法務大臣に代わり、懲戒処分においては、全国において統一された取扱いがされることになりました。土地家屋調査士会会則モデル及び土地家屋調査士綱紀委員会規則の一部を改正するものです。31 ページに新旧対照表があります。その中からあげると（理事会の組織及び招集）。今までは書面による決議が必要でしたが、改正後は書面又は電磁的記録による決議を求めることができます。となっています。また、33 ページにある（綱紀委員会）では第 48 条第 6 項で調査士会員以外のものを理事会で選出し、総会で選任することができる。今まで綱紀委員は調査士会員で選任していましたが、調査士会員以外のものを選任できるようになっています。これが大きな変更となります。それに伴って、36 ページ第 4 号議案は綱紀委員会規則の一部改正となります。以上となります。

（伊波議長） 執行部の説明が終わりました、第 3 号議案と第 4 号議案について事前に質問・要望書の提出がありましたら、その内容と回答を執行部お願いします。

（福原業務部長） 第 3 号議案・第 4 号議案について、那覇支部の大屋篤志会員から質疑がありましたので、質疑内容について回答して参ります。令和 3 年 3 月 19 日理事会で「筆界研究委員会」が設立されていますが、委員会規則、委員会規程の制定は議案の対象ではないのですか。「筆界研究委員会」と会則 56 条（各部の事務）3 項（7）～（10）との違いは何ですか。という 2 つの質問がありました。回答としましては、まず 1 つ目、筆界研究委員会の規則・規程が総会決議ではないかのご指摘について。会則第 42 条（総会の決議事項）第 3 号「総会で定めることとされた規則の制定及び改廃に関する事項」とあり、本号に基づくご指摘かと存じます。筆界研究委員会の規則・規程については、令和 3 年 3 月 19 日理事会において、理事会決議とする旨、承認を頂いており、総会で定めることとしておりません。また、「筆界研究委員会」は、会則第 54 条に基づき設立しております。同条第 2 項には、委員会に関し必要な事項は理事会で定めるとあります。よって議案の対象ではないと考えております。加えて、従前の「境界鑑定委員会」及び「資料センター管理委員会」の諸規程においても、諸規程の制定、改廃は理事会決議による旨、定められており、同様の取扱で問題ないと考えております。また、「筆界研究委員会」諸規程は現在精査中であり、精査が済み次第、会員の皆様にご報告させていただきます。次に 2 つ目、「筆界研究委員会」と会則 56 条（各部の事務）3 項（7）～（10）との違いは何ですか。との質問については、筆界研究委員会は、本会業務部に直属し、従前の「境界鑑定委員会」と「資料センター管理委員会」を統合する形で、より連携の取りやすい委員会運営を目指して、会則第 54 条により設立しております。同委員会は、

会則第 56 条第 3 項業務部のつかさどる事務のうち、同項 (7) ～ (10) の研究及び活動を実際に行うための役割を担っております。以上となります。

(伊波議長) では、会場からの質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

(下地会員) 宮古支部の下地和博です。33 ページ綱紀委員会、第 48 条の 6。委員及び予備委員は、調査士会員のうちから総会で選任する。ただし、委員のうち 2 名以内は、調査士会員以外のものを理事会で選出し、総会で選任することができる。とあるんですが、調査士会員以外とはどういう方がなる可能性があるのか教えてもらえますか。

(島袋副会長) 44 ページを見て頂けますか。改正の逐条解説という事でありまして、改正の理由が書かれています。この中に「必要に応じて適切な調査及び判断ができる環境を整えることを目的として、外部有識者又は近隣の土地家屋調査士会から綱紀事件処理の経験豊富な会員を外部綱紀委員等として参画できるような体制を整えたいと考えます。」という事なので、外部有識者とは弁護士にあたるのかと思います。

(比嘉会長) この件については、予算等の関係も見ながらですが、顧問弁護士の先生にお願いしたいと思っています。

(伊波議長) 他に質疑がなければ採決に入りたいと思います。まず初めに第 3 号議案：会則一部改正審議の件、賛成会員の挙手を求めます。

(一同) 挙手。

(伊波議長) 賛成多数により、第 3 号議案は可決成立しました。続きまして第 4 号議案：規則一部改正の件、賛成会員の挙手を求めます。

(一同) 挙手。

(伊波議長) 賛成多数により、第 4 号議案は可決成立しました。審議開始より 1 時間以上経ち

ましたので、10分間の休憩を取りたいと思います。再開時間は、午後3時20分から再開しましたので、宜しくお願い致します。それでは休憩に入ります。

～ 休憩 ～

(伊波議長) それでは、議事を再開したいと思います。次に第5号議案：令和3年度事業計画(案) 審議の件と第6号議案：令和3年度予算(案) 審議の件は相互に関係していますので、一括で審議したいと思います。宜しいでしょうか？

(一同) 異議なし。

(伊波議長) それでは執行部の説明をお願いします。

(比嘉会長) 基本方針については、記載のとおりとなりますが、日調連会則・要領等がかなり変更されてきますので、この件について、研修会等あるいは情報の共有、情報公開を検討していきたいと思います。以上となります。

(島袋副会長) 総務部です。(1) 諸規定集の補正、(2) 会員への連絡及び指導に関する事項、(3) 内部組織の連携に関する事項、(4) 九州ブロック協議会への対応、(5) 沖縄土業等ネットワーク協議会との連携、(6) その他。以上です。

(島袋財務部長) 財務部です。(1) 財政の健全化と管理体制の徹底、(2) 福利厚生に関する事項、(3) 親睦行事に関する事項、(4) 事故処理委員会への対応、(5) その他。以上です。

(福原業務部長) 業務部です。(1) 業務に関する指導、連絡に関する事項、①と②ありますが、コロナの状況によって変わってくると思います。各方面と相談しながら進めて参りたいと思います。(2) 業務の実施に関する研究及び企画に関する事項、その中で②のア、研究テーマの研究継続と公開方法の検討という事で、昨年度はコロナ禍の影響で表立った活動ができておりません。研究という意味では対面して議論を重ねていくのが求められてくると思いますので、これも状況に合わせて相談しながら進めて行ければと考えております。以上です。

(遠藤研修部長) 研修部です。(1) 業務に関する研究及び研修会の立案計画実施、(2) 九州ブロック協議会への対応、(3) 日調連への対応の中で、②の日調連主催の指定研修会への対応という事で、令和3年度から年次研修という義務研修がスタート致します。詳しくはその都度連絡したいと思います。以上です。

(近藤広報部長) 広報部です。(1) 広報活動に関する事項、①、②、③、例年通りとなります。(2) 会報の編集及び発行に関する事項、今年度は1回の発行になるのかと思います。(3) 情報伝達に関する事項の中で②ホームページの内容充実に力を入れたいと思っています。(5) 70周年記念に係る「登記制度創造プロジェクト」への対応を引き継ぎたいと思っています。以上です。

(花城社会事業部長) 社会事業部です。(1) おきなわ境界問題相談センターの支援、(2) 公嘱協会、政治連盟との連携協調、(3) その他公共・公益に係わる事業の推進に関する事項という事で、①から④までございます。(4) 九州ブロック協議会担当者会同への対応、(5) その他で沖縄所有者不明土地連携協議会への対応となります。以上です。

(伊盛センター長) 境界問題相談センターです。例年通りですが、(2)のセンター業務に関する構成員の研修、相談員とか調停員の研修ですが、業務に関わる法律等の研修をやりたいと思っています。(5)の筆界特定制度との効果的な連携、これは法務局の筆界特定との連携になりますが、コロナ禍が落ち着かないと協議も厳しいかと考えていますが、事業計画に上げています。以上です。

(福原業務部長) 8の筆界研究委員会は、業務部の事業計画と同様であります。以上です。

(島袋財務部長) 続きまして、49ページの第6号議案。令和3年度一般会計収入支出予算書(案)。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。収入の部、本年度予算額の数字を見て頂きます。会費収入：26,100,000円。入会金収入：200,000円。寄付金収入：20,000円。事業収入：720,000円。50ページに移りまして、その他収入：1,505,000円。繰越金：4,051,511円。収入の部合計：32,596,511円。△印は「本年度予算額」が「前年度予算額」より少ない場合を示します。続きまして、51ページ支出の部。総務費：17,250,960円。一般管理費・業務管理費・会議費の合計となり

ます。コロナの関係で事業が進むかどうか不透明ですが、予算としては通常通りで予算組している事をご理解下さい。会議費が 2,180,000 円。前年度より 380,000 円増となっています。事業費が 11,673,700 円。こちら今年度はブロック協議会が佐賀県で行われます。担当者会同が全部会に影響しますので、出張旅費等が例年より 433,140 円増となっています。調査研究費も研修会等を開催する予定で予算組しています。続きまして、53 ページ指導啓蒙費：2,273,200 円。広報費：700,000 円。負担金が 5,330,500 円。移りまして、54 ページ用紙購入費で 350,000 円。諸支出金：1,890,000 円。財産取得費：1,100,000 円。こちらの 46 建物改修費：1,000,000 円。これは会館のトイレがだいぶ古くなっているので改修工事を計画しています。次に積立金支出：1,218,000 円です。ここでの 51 災害対策準備金：174,000 円。こちらは一会員から 1,000 円の予算組をしています。これは令和 3 年 3 月 19 日の第 4 回理事会で会長より、九州ブロックの会長会議の中で災害対策として各会どのような状況かという話になり、災害が起きた際に会員が活動する日当等が連合会や協定を結んでいる市町村からいくらかは出ますが、少なすぎると。それを補うために、ある会は自分達の予算の中から活動して頂ける会員のために日当の支出を準備しているというお話がありました。沖縄会にはそれがないので、創設の要望があり、理事会に諮ったところ承認頂き、会費値上げをするのではなく、一般会計の中から 1,000 円を支出して災害対策準備金という項目で積立していく事になりました。予備費：563,851 円。支出の部合計：32,596,511 円。注 1：△印は「本年度予算額」が「前年度予算額」より少ない場合を示します。注 2：本予算は、理事会の承認を得て他の科目に流用することができる。旨を付け加えさせていただきます。

(島袋財務部長) 続きまして 55 ページ、おきなわ境界問題相談センター特別会計、令和 3 年度収支予算書(案)(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)。収入の部。本年度予算、事業収入：469,000 円。これに繰越金収入、その他収入、前期繰越金をふまえて、収入の部合計：1,215,576 円。支出の部。管理費、事業費、諸支出費をふまえて、支出の部合計：1,215,576 円。こちらも同じく注 2 で本予算は、理事会の承認を得て他の科目に流用することができる。旨を付け加えさせていただきます。以上です。

(伊波議長) 執行部から第 5 号議案と第 6 号議案の説明が終わりました。それでは、質疑に入ります、事前に質問・要望書の提出がありましたら、その内容と回答を執行部お願いします。

(遠藤研修部長) 第 5 号議案について那覇支部の久高兼一会員から質疑がありましたので、質

疑内容について回答して参ります。令和3年度事業計画（案）について。連合会誌「土地家屋調査士」3月号28ページ、同誌4月号3ページに、今年度より会員の研修受講義務が厳しくなる旨の記述があります。今年度の当会の研修はどのように実施されますか。という質問です。回答としましては、連合会は5年に一度の年次研修を義務研修に位置付け今年度から実施することを確定しています。当会では、受講する会員を登録年度別で編成し、今年度から実施する予定です。今総会后、理事会の承認を得て業務研修部で計画し、その詳細を会員へ周知します。また、沖縄会独自の業務研修会（業務取扱要領等）は、コロナ感染症の状況を見極めながら、実施する方向での計画です。この年次研修ですが、大まかに説明しますと令和3年度から令和7年度まで5年計画です。全会員を登録年度別に35名前後の人数で5年に分けます。日調連からのDVDを鑑賞するグループ研修の形となります。それを業務研修部で計画しながら、決まり次第、会員へ報告したいと思います。これは義務研修ですので、受講しなければなんらかのペナルティーがあると聞いています。ただし令和3年度に該当する会員が諸事情で受講できない場合は、5年以内にどこかで受講していいそうです。そこら辺の詳細もお知らせしたいと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

（伊波議長） では、会場からの質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

（伊波議長） 他に質疑がなければ採決に入りたいと思います。まず初めに第5号議案の令和3年度事業計画（案）審議の件、賛成の方の挙手を求めます。

（一同） 挙手。

（伊波議長） 賛成多数により、第5号議案は可決成立しました。続きまして第6号議案の令和3年度予算（案）審議の件、賛成の方の挙手を求めます。

（一同） 挙手。

（伊波議長） 賛成多数により、第6号議案も可決成立しました。次に、第7号議案：役員改選の件は私の方から説明致します。

（伊波議長） 本総会において会則第32条第1項により現在の役員の任期が満了になります。

よって、会則第42条第4号により本総会にて選任しなければなりません。次期役員の選考準備の為、今年2月26日に第1回選挙管理委員会が招集されています。これより役員選任規則第10条の選挙事務及び管理を選挙管理委員会に行わせますが、よろしいでしょうか？お諮り致します。

(一同) 異議なし。

(伊波議長) それでは、選挙管理委員の所属支部と氏名を読み上げます。初めに委員長は那覇支部 糸数 厚会員、ほか委員は那覇支部 佐久川紀安会員、南部支部 伊盛 進会員、宜野湾支部 伊禮 睦会員、中部支部 島袋憲一会員、北部支部 山里 修会員、調査士会事務局長 知念 正樹以上です。では、役員選任規則第6条により選挙管理委員会から経過報告を糸数選挙管理委員長、宜しくお願ひ致します。

(糸数選挙管理委員長) 只今、ご指名がありました選挙管理委員会委員長の糸数 厚です。どうぞ、宜しくお願ひ致します。今回の第57回定時総会では会則第32条第1項により、現役員の任期が満了となります。役員選任規則第7条により令和3年2月26日に令和2年度の第1回選挙管理委員会が招集され、委嘱状交付の後、委員長は互選により、私が務めることに決まりました。次に選考の告示期間を規則第9条第3号により令和3年4月23日金曜日の午前9時に開始、同じく規則第5条により令和3年5月6日木曜日の午後5時までとし、投票日を令和3年5月21日金曜日の第57回定時総会に実施することを確認しました。また、選挙の対象役員を会長1名、理事2名、監事2名、予備監事1名とすることも確認し、令和3年4月9日に会員に周知しています。その後、告示期間を終えたところ、対象役員の立候補の届け出はありませんでした。よって、会長1名、理事2名、監事2名、予備監事1名の欠員となりましたので、規則第20条により、選考委員会による役員選考となります。以上です。

(伊波議長) 只今、選挙管理委員長から報告がありました通り、会長1名、理事2名、監事2名、予備監事1名の立候補の届け出がないため、これより役員選任規則第20条により選考委員会による選考に入ります。また、役員選任規則第3条第8項の予備綱紀委員3名の選考も行います。ではこれより、選考委員の所属支部と氏名を読み上げます。那覇支部 宮城朝光会員、那覇支部 金城榮秀会員、南部支部 松長良吉会員、宜野湾支部 仲宗根善浩会員、中部支部 澤岬公亮会員、北部支部 大城芳隆か会員、宮古支部 下地和博会員、八重山支部 國吉喜盛会員、以上です。

役員選考委員の皆さんは別室にて選考しますので、お集まり下さい。それでは、これより、選考委員会が選考に入りますので、その間、暫時休憩致します。

～ 休憩 ～

(伊波議長) これより議事を再開致します。只今、選考委員会から選考結果が整ったとの報告がありました。選考委員会は、報告をお願い致します。

(金城選考委員長) 選考委員長の金城榮秀です。宜しくお願い致します。我々、選考委員会は役員選任規則第21条第1項により各支部から選任されました。先ほど、選挙管理委員会の招集により、選考委員会を開き、私、金城が互選により委員長となりました。選考委員会では、欠員となった会長1名、理事2名、監事2名、予備監事1名と役員選任規則第3条第8項により予備綱紀委員3名を選考しましたので、これより、規則第23条第2項により、選挙管理委員長へ選考結果を報告致します。

(糸数選挙管理委員長) 只今、選考委員長から選考結果の報告を受けましたので、規則第23条第2項により、議長へ報告します。

(伊波議長) 只今、選考結果の報告が選挙管理委員長からありましたので、報告します。初めに会長は、中部支部 比嘉定善会員、理事2名は、中部支部 花城康喜会員と中部支部 福原義隆会員、監事2名は、那覇支部 糸数厚会員、北部支部 島袋徹志会員、予備監事は、南部支部 上原隆会員、予備綱紀委員3名は、那覇支部 下地裕之会員、中部支部 伊波克之、北部支部 仲榮眞盛松会員との報告がありました。宜しくお願い致します。

(一同) 拍手。

(伊波議長) 選考委員の皆様はお勤めありがとうございました。皆様、委員の皆様へ労いの拍手をお願いします。どうぞ、お席へお戻り下さい。

(糸数選挙管理委員長) それでは次に、選任されました比嘉会長は規則第3条第2項の副会長

の指名並びに規則第3条第3項（は）の会長指名理事1名の指名報告をお願い致します。

（伊波議長） 只今、選挙管理委員長から報告を受けました。副会長には八重山支部 遠藤正夫会員、那覇支部 金城行男会員、並びに会長指名理事には那覇支部 島袋裕二会員の報告がありました。皆様、ご承認頂けますでしょうか？

（一同） 拍手。

（伊波議長） 続いて、各支部より推薦されました理事8名と綱紀委員8名について選挙管理委員長から報告を求めます。それでは、選挙管理委員長からの報告を発表します。初めに、支部推薦理事を所属支部、氏名の順で読み上げます。那覇支部 近藤哲司会員、同じく那覇支部 半嶺当徹会員、南部支部 玉城吉教会員、宜野湾支部 濱元朝一郎会員、中部支部 島袋憲一会員、北部支部 玉城義克会員、宮古支部 佐平博昭会員、八重山支部 新城章吾会員、以上です。次に、綱紀委員を所属支部、氏名の順で読み上げます。那覇支部 新垣武史会員、同じく那覇支部 当銘盛光会員、南部支部 城間盛義会員、宜野湾支部 諸喜田秀和会員、中部支部 宮城忠夫会員、北部支部 崎浜 昇会員、宮古支部 砂川節子会員、八重山支部 井上勝仁会員、以上です。皆様、ご承認宜しいでしょうか。

（一同） 拍手。

（伊波議長） これで第7号議案：役員改選の件は終了となります。糸数厚選挙管理委員長、お勤めお疲れ様でした。皆様、労いの拍手を宜しくお願い致します。それでは、新役員の皆さん、少しだけご挨拶をお願い致します。

（比嘉新会長） 選考委員により会長に選任されました中部支部の比嘉定善です。事業に関して一生懸命やる事だけだと私は思っていますので、皆様のご協力、宜しく願います。

（遠藤新副会長） 引き続き、副会長に任命されました八重山支部の遠藤正夫です。宜しくお願いします。

(金城新副会長) 那覇支部の金城行男です。次期は副会長として微力ながら頑張っていますので、皆様どうぞ力を貸して下さい。宜しくお願い致します。

(福原新理事) 選考委員会から選考頂きました中部支部の福原義隆です。二期目となります。精一杯頑張ってお参りたいと思います。宜しくお願い致します。

(島袋新理事) 会長指名で理事になりました那覇支部の島袋裕二です。宜しくお願い致します。

(新城新理事) 八重山支部の新城章吾と申します。今回、二期目となり頑張りますので、宜しくお願いします。

(城間綱紀委員) 南部支部の城間盛義です。綱紀委員です。宜しくお願いします。

(糸数新監事) 引き続き、監事をやります那覇支部の糸数厚です。宜しくお願いします。

(玉城新理事) 南部支部から理事推薦の玉城吉教です。宜しくお願い致します。

(佐平新理事) 宮古支部から理事推薦の佐平博昭です。楽しんで取り組んで行きたいと思えます。宜しくお願いします。

(半嶺新理事) 那覇支部の半嶺当徹と申します。初めての役員ですが宜しくお願いします。

(近藤新理事) 那覇支部から二期目推薦されました近藤哲司です。頑張りますので宜しくお願い致します。

(花城新理事) 二期目に入ります中部支部の花城康喜です。ゆたくしうにげーさびら。

(島袋新理事) 中部支部推薦の島袋憲一です。調査士会の理事は初めてなので頑張ります。宜しくお願いします。

(伊波議長) 新役員の皆さん、ありがとうございました。当会の更なる発展のために、頑張ってください。それでは席へお戻り下さい。続きまして、第8号議案：その他運営に関する件について、執行部より何か提案又は、事前の質問・要望書があれば、その内容と回答をお願いします。

(島袋副会長) 総務部から報告があります。総会資料の30ページ、土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規定の一部改正についてです。職務上請求書の使用にはその取扱いに関する研修の受講が不可欠であると考えことから、全会員を対象とする職務上請求書の研修の受講を義務化することとし、土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規定の一部を改正するものです。この規程は理事会決議であるので、理事会の決議を得て、今回の総会で報告事項として第8号議案で説明させて頂きました。別紙で新旧対象表が送られていると思いますのでご確認下さい。先の説明の通り、この職務上請求書は研修を受けなければ購入する事ができなくなる事の記載や取扱いについての注意事項が多々記載されていますので、必ず目通して下さい。以上です。

(近藤広報部長) 第8号議案について、那覇支部の久高兼一会員より要望がありましたので、回答して参ります。第57回定時総会議事録について。昨年到现在第57回定時総会は少人数の代理人による議決行使により開催されます。ほとんどの会員が議事の経過がわかりませんので、議事録を全会員へ送付をお願いします。というご要望です。回答としましては、ホームページへの掲載等で出来るだけ早く全会員へ周知します。予算の関係もありますので、できるだけホームページのほうでご覧になって頂きたいと思います。以上です。

(比嘉会長) 第8号議案において、那覇支部の大屋篤志会員より質疑がありますので、回答致します。総会の開催方法について。法務省は総会の延期、書面決議、電子会議を認めていないとありますがその理由は为什么呢。法務省ホームページで「定時総会の開催について」の文書が公開されています。回答としまして、法務省ホームページに載っているのは会社法の定時総会の件です。ご指摘のとおり会社法では書面決議、電磁的方法による議決権行使は認められています。しかし、会社法第1条で、『設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除きこの法律の定めによる。』となっており、調査士会の組織、運営、管理は土地家屋調査士法（以下法という）に準拠することになります。法24条で会則の遵守義務規定があるため運営（総会を含む）は会則に準拠することになります。また、法59条で会則は法務大臣の認可を義務

付けています。つまり、認可された会則に準拠した運営をすることになりますので、書面決議、電磁的方法による議決権行使は認められていないという事になります。今般の事情から、日調連は、令和3年1月時点まで、書面決議、電磁的方法による議決権行使ができるようにするため会則への条文追加を目指して民事局第2課との協議を重ねてきたが、条文追加は認められず、令和3年3月時点で条文追加を断念した経緯があります。会社法で認められている事項が何故、土地家屋調査士会会則で認められないのかの理由について、日調連からは、会社法施行規則の施行日（令和3年2月15日施行）以前の協議であったため認められなかったのではないかと説明はあったものの内容の詳細についての明確な回答は得られませんでした。その件については日調連の建議事項のカテゴリーであると考え沖縄会から直接の民事局2課への問い合わせは控えています。ちなみに、昨年の会則認可において、ある会が、書面決議、電磁的方法による議決権行使が可能となる条文を追加して申請したところ却下された事実があります。監督官庁との事前協議無くしての会則変更は不可であることをご理解下さい。以上です。

（島袋副会長）　引き続き、那覇支部の大屋篤志会員より質疑が出ております。総会会場について。来賓の招待、式典、懇親会の中止で会場への集合を少人数に抑えているにも関わらず会場をホテルにした理由。（令和2年度総会費決算34万6千円）となっています。回答としまして、昨年の総会はコロナ感染対策に対して現在よりも慎重に行う風潮があり参加人数も30人以下と設定し、当時の感染対策に順応したホテルでの開催が最善と判断し開催しました。また、今年も新型コロナウイルス感染症の状況がよめない状況下ではありますが、今年は役員改選期でもあり通常通りの定時総会開催を想定して数カ月前から会員数に応じた会場を予約し準備しています。今回の定時総会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策が必須の状況下であるが、できるだけ多くの会員の出席がかなう様にするため、予定通りキャパシティーのあるホテル会場での開催としました。ただし、ソーシャルディスタンス等を考慮すると出席できる人数は70人程度に抑える必要があることをご理解下さい。今般の社会情勢ですので出席の可否は各支部及び個々の会員判断にお任せしています。（総会費決算）について、総会費には（会場費＋総会資料印刷代＋総会準備会議）などが含まれています。また、コロナ禍以前の総会費では約83万円が決算額です。このことから、令和2年度総会費には（式典＋懇親会）を中止していますので、例年総会費より減額となっております。以上です。

（比嘉会長）　最後に、北部支部の大城芳隆会員より事前質疑があります。沖縄県への入札参加

区分の獲得について。土地家屋調査業の入札参加枠獲得について、市町村への入札参加もできるようになり、とても有難く感謝しております。一つ気になる点があり質問させていただきます。沖縄県への入札参加資格申請書への入札資格記載の方法についてですが、個人法人問わず、各業種区分に応じ、土地家屋調査士を含め有資格の業種をすべて記載する事になっており、ひとつの業者がコンサル業と一緒に申請する形になっております。市町村への入札参加もその写しを添えて申請することになりますが、外形上コンサルタント会社へ所属する調査士資格で入札参加が可能のように見えるためお墨付きを与えられたと受け止められないか心配です。これからの展開で、沖縄県への申請基準の見直しを要望するとか、各市町村への説明を行うとか計画を用意しているのでしょうか。という質問です。回答としましては、発注者側の土地家屋調査士法に対する理解の程度によりますが、ご指摘の懸念は一理ある事だと理解します。平成2年度において、調査士法第3条業務を非調査士が業務として行う事は第68条違反であり刑事告発の対象となる事、及び調査士がこれに協力・関与した場合は第89条違反になり注意勧告の対象となる事を[照会に対する回答]方式で法務局の見解を文書として入手し、その文書をアイテムのひとつとして地方自治体の理解を促す活動を計画しました。しかし、コロナウイルスの影響で法務局との協議が出来ず計画は実行に至っていません。地方自治体の理解を促すための計画は、概ね次のように考えています。①法第68条及び第89条に対する法務局見解を文書として入手する。その入手文書を持って、②地方自治体に土地家屋調査士法の理解を促す活動をします。当然、法務局の印鑑が押されている文書は重要だと考えていますので、まずは法務局との打合せが必要だと考えています。例えば、非調査士法人（コンサルタント等）に所属調査士がいることで調査士業務（表示に関する調査測量）を受注することは法第68条及び第89条違反になる事を理解してもらい、刑事告発の対象になるような業務発注を控えてもらう事をお願いしていこうと思っています。その活動をどうすればいいのかというと、訪問し説明する事や首長に陳情書又は要望書を送付する事を考えています。具体的な事は、次期執行部で考えながら進めていきます。以上です。

（島袋副会長） 今の事前質疑は執行部のほうは手元にあり、質疑内容と回答を述べてきました。この文書は本日の午前11時にメールで会員に送られていますので、それをまたご確認下さい。宜しくお願いします。

（比嘉会長） 最後に各支部長も出席していますので、少しお話させて下さい。8月末頃に全国一斉の無料相談会があります。例年の会場を借りての対面方式の相談会ではなく、電話予約で各支部に割振る方法になるのかと思います。その時に新聞広告を予定していますが、その広告の中に大きく「筆界あるいは境界についての専門家は法律上土地家屋調査士である」という事を一般の人に

アピールする必要があると思っています。何故かと言うと北部支部・宮古支部のほうから非調査士が境界に関する業務を行っており、それもリーフレット等で紹介されているとの情報があります。法改正で「筆界あるいは境界についての専門家は調査士である」と謳われているのにそういう事が許されている。つまり、一般の人は調査士法が改正された事をわからないからです。ただ、予算計画の中で広報費用という事で新聞広告を含めて400,000円計上していますが、全然足りないと思います。そのためにもなんですが、前年度にコロナの影響で予算執行できなかった部分の約4,000,000円が繰越金として計上され、予算的には足りている状況ですが、広報費用が400,000円しか組めないという会の運営状況がありますので、予算的に余裕のある支部においては、活動の一環として支部のほうに協力要請があるかもしれませんので、考えておいて下さい。宜しくお願いします。

(伊波議長) ありがとうございます。次に会場からの質疑はありませんか。

(伊波議長) それでは質疑が出尽くしましたので審議を打ち切ります。これで、今日の定時総会に上程されました議案は全て審議され、時間通りに終了することができました。ご協力ありがとうございます。とりわけ、発言がありました皆様には建設的な意見を賜りまして、感謝申し上げます。最後に一言。今回、総会資料と一緒に注意喚起書が送られてきました。執行部の調査士業務に対する姿勢を見る事ができて、とても素晴らしい事だと感じました。表題登記・筆界に関する事は調査士の専門だと主張する事が調査士の社会的地位の向上に繋がるものと考えています。ぜひ執行部はこれからも土地家屋調査士の社会的地位に尽力を下さる事を願いまして、議長を降壇したいと思います。ありがとうございます。

(比嘉新会長) 伊波議長からお話がありました注意喚起書は、金城榮秀名誉会長からの意見を取入れて、会員の皆様へ送付した経緯となります。榮秀先生ありがとうございます。最後に会則第117条第2項で名誉会長の承認を頂く事になっています。那覇支部の金城榮秀会員、同じく那覇支部の宮城朝光会員、同じく那覇支部の久高兼一会員を名誉会長に推薦をしたいと思いますが承認宜しいでしょうか。

(一同) 拍手。

(比嘉新会長) 承認ありがとうございます。

(司会) 伊波克之会員、大変お疲れ様でした。適切かつ円滑な議事進行によりまして、全ての議案審議が無事に終わることができました。誠にありがとうございます。皆様、今一度、伊波克之会員へ労いと感謝の拍手をお願い致します。

(一同) 拍手

(司会) 以上をもちまして第 57 回定時総会の議事を終了致します。皆様、ご協力ありがとうございました。

以上

令和3年5月21日

議 長

.....

議事録署名人

.....

議事録署名人

.....